

開催要領

日時：【第1講】平成30年10月25日(木)
10:00~17:00

【第2講】平成30年10月26日(金)
10:00~16:00

※受付は9:30より開始いたします。

定員：20名(定員になり次第メ切らせていただきます。)

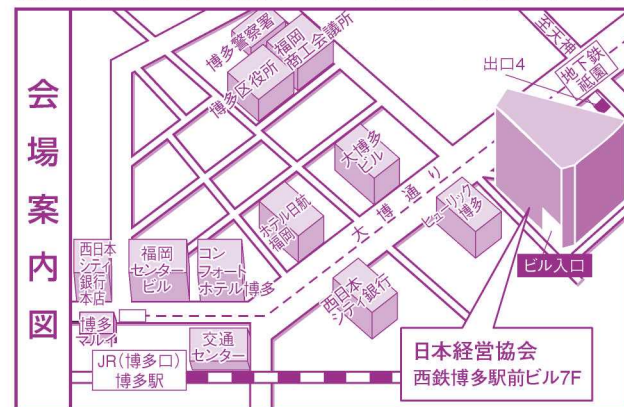
参加料	参加料	消費税	合計	
全講 2日間 (10h)	会員 (1名につき)	38,000円	3,040円	41,040円
	一般 (1名につき)	48,000円	3,840円	51,840円
各個別 (5h)	会員 (1名につき)	25,000円	2,000円	27,000円
	一般 (1名につき)	30,000円	2,400円	32,400円

(テキスト・資料代を含む)

※同一企業(団体)より2名以上ご参加の場合は(1名につき)2,160円の割引となります。この場合も参加料の8%の消費税は別途ご負担いただきます。

会場：一般社団法人 日本経営協会
九州本部内専用教室

福岡市博多区博多駅前1-6-16(西鉄博多駅前ビル7F)



- JR博多駅より徒歩7分 ●地下鉄祇園駅④出口より徒歩1分
- 地下鉄空港線祇園駅より徒歩1分
- 福岡国際空港よりタクシーで15分

申込締切日：平成30年10月18日(木)

申込方法：所定申込書に必要事項をご記入のうえ
下記へお申込みください。折返し参加券・
請求書を連絡担当者宛にお届けいたします。
受付は参加券送付にて確認いたします。
不着の場合は、必ず3日前までに電話に
てご確認ください。

- ・参加料は、銀行振込にて必ず当日までにお納めください。参加料振込がやむを得ず当日よりおくれる場合は、払込方法、予定日を必ずご連絡ください。
- ・ファクシミリでのお申込みも受け付けます。(この場合、送信後に電話にてご確認ください。)
- ・お納めいただいた受講料は、原則として返却いたしかねますので、参加申込の方が都合の悪い場合は、代理の方にご出席いただきますようお願いいたします。
- ・参加者が少人数の場合、中止および延期させていただくこともありますのでご了承ください。

〈お申込み・お問合せ先〉

一般社団法人 日本経営協会

九州本部企画研修G

〒812-0011 福岡市博多区博多駅前1-6-16
西鉄博多駅前ビル7F

TEL 092(431)3365 FAX 092(431)3367
URL <http://www.noma.or.jp/kyushu/>

WEBお申込みのご案内

本会ホームページからも、セミナーご参加のお申込みが可能です。お申込みが完了しましたら、ご確認メールが届きますので、お申込み漏れ等の防止にもなります。ご検討いただければ幸いです。

WEB
お申込み
の流れ

- ① 一般社団法人 日本経営協会 ホームページ <http://www.noma.or.jp>
- ② 「セミナー／講座」を選択
- ③ 「セミナーを探す」よりカテゴリーを選択
- ④ ご希望セミナーを選択
- ⑤ ご希望セミナー詳細の最後の「WEB申込」からお申込み
- ⑥ お申込みをいただきますと、確認メールが届きます。
- ⑦ お申込み完了

※出張研修も承っております。上記のお申込先までお問い合わせください。

S-18070834-●/10-3

キリトリ線

FAX.092-431-3367 一般社団法人 日本経営協会 九州本部宛(TEL.092-431-3365)

第1講 知らないが大変!実務で用いる労働契約法	参加	全	60010620	※ コード	※ 登録 No.
第2講 働き方改革推進法「長時間労働の是正、多様で柔軟な働き方の実現等」の解説・対応	申込書	1	60010621		
		2	60010622		
〈フリガナ〉 会社名： 団体名：		TEL ()	—	●必ずご記入ください。 H30.10/25・26 <input type="checkbox"/> 会員 <input type="checkbox"/> 一般	
〈フリガナ〉〒 所在地：		FAX ()	—		
参加者氏名(フリガナ)	所属・役職	受講コース(○で囲んでください)			
		(10/25・26)全	(10/25)1	(10/26)2	
		全	1	2	請求書 必要・不要
		全	1	2	ご派遣 責任者名
E-mailでセミナー情報をご案内いたしますのでアドレスをご記入ください。	E-mail：			所属・役職	

◆電算処理の関係上フリガナと連絡担当者は必ずご記入ください。

参加申込書にご記入いただいた情報は、下記の目的に使用させていただきます。
①参加券や請求書の発送などの事務処理 ②セミナー・イベントなどの本会事業のご案内
なお、②がご不要の場合は□にチェックしてください。 — □不要



〈ビジネスセミナーのご案内〉

今後の労務管理で生じる問題の予防・
解決方法について実務家が教えます!

今から備える 実務講座



講師：山口 毅氏

(代理受講・選択受講は可能です)



複数参加で
1名につき **2,160円** 割引

関係者の方へご同覧ください。



福岡
開催

第1講 知らないが大変!実務で用いる労働契約法

日時：平成30年10月25日(木) 10:00~17:00

※受付は9:30より開始いたします。

第2講 働き方改革推進法・ 「長時間労働の是正、多様で柔軟な働き方の実現等」の解説・対応

日時：平成30年10月26日(金) 10:00~16:00

※受付は9:30より開始いたします。

講師：石寄・山中総合法律事務所 弁護士 山口 毅氏

■開催にあたって■

本年7月、働き方改革推進法が公布されました。推進法は、時間外労働の上限規制の導入、一定日数の年次有給休暇の確実な取得、労働時間の状況の把握等、実務に大きな影響を与える改正内容を含んでおり、その内容を正確に把握し規制に抵触しないように準備しておく必要があります。

また、推進法は、雇用形態に関わらない公正な待遇の確保として、不合理な待遇差を解消するための規定の整備、労働者に対する待遇に関する説明義務の強化等が図られています。この点に関し、本年6月には労働契約法20条に関する解釈について2つの最高裁判決が出されており、現在、法が整備されている範囲では、推進法の施行を待たずに対応が必要な場面も生じています。

労働契約法は、労働契約法20条以外にも、労使関係において重要なルールを含んでいます。本講座では、経営者、人事労務担当者、管理職の方々を対象に、就業規則の作成、使用者側の日常労務相談、法的紛争対応の実務経験を豊富に有する石寄・山中総合法律事務所弁護士・山口毅先生が、身近な事例でわかり易く解説します。

この機会に、人事・労務スタッフ、管理者の方々の積極的なご参加をお待ち申し上げます。

会場：一般社団法人 日本経営協会
九州本部内専用教室

福岡市博多区博多駅前1-6-16

(西鉄博多駅前ビル7F)

対象：人事・労務スタッフ、管理者の方々

申込締切日:10月18日(木)

主催 / 一般社団法人 日本経営協会

【第1講】 知っていないと大変!
10月25日(木) 実務で用いる労働契約法
10:00~17:00

1. 労働契約法とは?

- (1) 法的性格
- (2) 「労働者」の意味～個人請負業者も適用対象となるのか～
- (3) 「使用者」の意味～請負・出向・派遣と労働契約～
- (4) 労働契約書を作成する義務は有るのか

2. 安全配慮義務

- (1) 安全配慮義務の内容は
- (2) 労災＝安全配慮義務違反となるのか
- (3) 過重労働に関する安全配慮義務の内容

3. 就業規則と労働契約の関係

- (1) 就業規則の内容が労働契約の内容となる理由とは
- (2) 就業規則の変更により労働条件は変わるのか

4. 人事異動(配転・出向・転籍)

- (1) 配転・出向・転籍の法律上の違い
- (2) 出向命令が有効となる範囲とは

5. 懲戒

- (1) 懲戒権濫用法理とは
- (2) モデルケースで確認する懲戒処分の注意点

6. 解雇

- (1) 解雇権濫用法理とは
- (2) 解雇理由別で理解する解雇の有効性

7. 有期労働契約に関する定め

- (1) 有期労働契約の解雇、雇止めの相違点
- (2) 期間満了による終了
 - ア 雇止めの制限法理とは
 - イ 雇用継続への合理的な期待があるか否かの判断基準
 - ウ 更新上限条項は有効か
- (3) 無期転換権の行使への対応
 - ア 無期転換権発生の要件、無期転換権行使の要件及び効果
 - イ 無期転換時に労働条件変更をすることができるか
- (4) 不合理な労働条件の禁止
 - ア 労働契約法20条の最高裁判決の分析と対応
 - ① 正社員と定年後再雇用者の基本給、手当(長澤運輸事件)
 - ② 正社員と契約社員で職務内容がほぼ同じ場合における基本給、手当、賞与、退職金(ハマキョウレックス事件等)
 - イ 働き方改革推進法の内容と対応
 - ① 推進法(雇用形態に関わらない公正な待遇の確保部分)の内容
 - ② 説明義務への対応
 - ③ 行政の履行確保措置、裁判外紛争解決手続きについて

【第2講】 働き方改革推進法・
10月26日(金) 「長時間労働の是正、多様で柔軟な働き方の実現等」の解説・対応
10:00~16:00

1. 働き方改革推進法の目的、概要

- (1) 推進法の目的は、どのようなものか
- (2) 推進法により何が変わるのか、対応が必要な内容はどのようなものか

2. 時間外労働の上限規制の導入

- (1) 上限規制導入の労働時間法制への影響
- (2) 入口規制の内容
- (3) 推進法に対応した36協定締結はいつから必要となるのか(経過措置)
- (4) 適正な労使協定の締結(新たな要件を含む適法な労使協定の締結方法及び内容)
- (5) 出口規制の内容
- (6) 出口規制に抵触する場合、抵触しない場合の区別基準、判断方法
- (7) 適用猶予・適用除外の事業、業務の内容と措置の詳細
- (8) 今後の労働行政による取り締まりが想定される事項

3. 中小企業における月60時間超の時間外労働に対する割増賃金の見直し

- (1) 猶予阻止廃止に伴う影響の内容
- (2) 現在、運用している使用者における実務上の問題点

4. 一定日数の年次有給休暇の確実な取得

- (1) 使用者に取得義務が発生する労働者の要件
- (2) 年5日の取得をさせなければならない期間の算定方法(事前付与、一斉付与の場合等)
- (3) 使用者による時季指定の方法(労働者からの意見聴取方法、指定方法、労働者の意見と相違する時季指定の効力等)
- (4) 取得義務が縮減する有給休暇(労働者が繰り越し分の有休を取得した場合も含まれるのか、計画年休のメリット・デメリットとは)

5. 労働時間の状況の把握の実効性確保

- (1) 労働時間の状況の把握と労基法上の労働時間との相違
- (2) 把握方法(管理監督者、事業場外みなし、裁量労働制適用者も含む)

6. フレックスタイム制の見直し

- (1) 清算期間を延長する要件と効果の制限
- (2) 1日8時間労働、労働日が月23日ある場合の法定時間外労働

7. 高度プロフェッショナル制度の創設

- (1) 高度プロフェッショナル制度の趣旨、要件
- (2) 高度プロフェッショナル制度が適用された場合の効果
- (3) 高度プロフェッショナル制度を適用する場合の就業規則



講師紹介

石罫・山中総合法律事務所 弁護士 **山口 毅氏**

東洋大学法学部卒業後、2001年司法試験合格 2003年弁護士登録(第一東京弁護士会所属)
主に人事労務(個別労使紛争、団体労使紛争、労働災害)を中心とする企業法務を手がけているほか、企業内研修の講師もしている。

【著書】(単著)「あなたは労働者か事業者か」(労働調査会) (共著)「退職時に振替休日の買取を請求されたら?」(ビジネス法務)
「労使紛争リスク回避のポイント」(労働調査会) 「公益通報者保護法と企業法務」(民事法研究会)
「新訂 人事労務の法律と実務」(厚有出版) 「長時間労働の予防方法と労災事案への実務対応」(労務行政)